

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定における  
工業製品関税(経済産業省関連分)に関する  
内容の概要

令和2年11月  
経済産業省

# 相手国及び我が国の工業製品関税 (経済産業省関連分)

## 概要

# 相手国及び我が国の工業製品の関税撤廃率

## RCEP全体

### ◆ 相手国側

関税撤廃率：91.5%（品目数ベース）

### ◆ 日本側

関税撤廃率：98.6%（品目数ベース）

## 相手国側各国別

中国	韓国	豪州	ニュージーランド	ブルネイ	カンボジア	インドネシア
86.3%	91.6%	98.0%	90.6%	98.2%	86.0%	88.4%

ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
91.9%	87.3%	91.6%	92.7%	100.0%	90.5%	87.9%

※小数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、小数点第二位を切り捨て。

※関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については2012年1月1日に改正された統一システムに基づく各国国内細分に基づき計算。

# 工業製品の市場アクセスにおける主な成果

## 1. 初のFTAとなる対中国、対韓国の関税分野で、以下の成果。

### <中国>

- 対日無税品目の割合が、上昇(8%→86%)。
- 自動車部品について、約87%の品目(対中輸出 5兆円)を関税撤廃。  
(例)電気自動車用の重要部品(例:モーター、リチウムイオン蓄電池の電極・素材等)  
ガソリン車用の重要部品(例:エンジン部品、カムシャフト、エンジン用ポンプ等)
- 主要輸出品目である中大型車の一部等(対中輸出 3,000億円)について、中国が自主的に引下げた税率(25%→15%)を協定で約束し、再引上げを防止。
- 鉄鋼製品(例:熱延鋼板のほとんど、合金鋼の一部)や、家電(オーブン、電子レンジ、冷蔵庫等)の関税撤廃。

### <韓国>

- 対日無税品目の割合が、上昇(19%→92%)。
- 自動車部品について、約78%の品目(対韓輸出 1,900億円)を関税撤廃。  
(例)カムシャフト、エアバック及びその部品、電子系部品等
- 化学製品(対韓輸出 1.1兆円 例:液晶ディスプレイ用保護フィルムの原料)等についても関税撤廃。

## 2. 対ASEANで、既存EPAからの上積みを確認。

<インドネシア> 鉄鋼製品(貯蔵タンク、ばねの一部)、キャンピングカー 等

<タイ> 自動車部品の一部(カムシャフト等)

<カンボジア> 乗用車の一部(関税撤廃) <ラオス> 乗用車のほとんど(関税撤廃)

# 各国の工業製品関税 (経済産業省関連分)

## 品目別概要

# 中国(1)

## 化学品

品目	譲許内容	ベースレート
診断用・理化学用試薬	即時撤廃	4%、5%
ポリウレタンの一次製品	即時撤廃	6.5%
シリカゲル(乾燥剤)	即時撤廃	5.5%
インスタントフィルム	11年目撤廃	5%
抗生物質	即時、11年目撤廃	4%、6%

## 繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(アセテート、レーヨン等)	即時撤廃	5%
ゴムひも(被覆したもの)	即時撤廃	5%
縫糸(綿)	即時撤廃	5%
デニム生地	11年目撤廃	10%
不織布	11年目、16年目撤廃	10%

## 中国(2)

### 家電・産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
プラスチック押出造粒機	即時撤廃	5%
エレベーター等の部分品	即時撤廃	3%
ブルドーザー	11年目撤廃	7%
直流発電機のほとんど	即時、11年目撤廃、関税削減	5～12%
家庭用冷蔵庫のほとんど	11年目撤廃	10%、15%
エアコンの一部	11年目撤廃	10%、15%
洗濯機の一部	11年目撤廃	10%
オーブン・電子レンジ	11年目撤廃	15%

## 中国(3)

### 鉄鋼・鉄鋼製品等

品目	譲許内容	ベースレート
フェロニッケル	即時撤廃	2%
合金鋼の一部	即時撤廃	3%
熱延鋼板のほとんど	即時、11年目、16年目、21年目撤廃	3～6%
ステンレスのインゴットや半製品	即時撤廃	2%

### 精密機器

品目	譲許内容	ベースレート
歯科用マイクロモーター	即時撤廃	4%
カメラの部分品	即時、11年目撤廃	5～10%

### 自動車

品目	譲許内容	ベースレート
トラクター(無限軌道式のもの)	即時撤廃	6%
乗用車の一部	中国が自主的に引下げた税率を協定で約束 (2018年7月MFN税率25%→15%に引き下げ)	25%



# 中国(4)

## 自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート
エンジンポンプの一部	即時撤廃	3%
エンジン部品のほとんど	11年目、16年目撤廃	2～8.4%
カムシャフトのほとんど	16年目撤廃	6%
ギヤボックスの一部	16年目撤廃	8%
電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部	16年目撤廃	6%
電気自動車用モーターの一部	16年目、21年目撤廃	10%、12%
自動車用強化ガラス	16年目撤廃	10%
自動車用エアコン	関税削減	20%
フレーム	11年目、16年目、21年目撤廃	6～25%

# 中国(5)

## その他

品目	譲許内容	ベースレート
陰極銅	即時撤廃	2%
硫黄	即時撤廃	3%、5.5%
鉄道車両の台車・部分品のほとんど	即時撤廃	3%
プラチナの半製品の一部	即時撤廃	3%
ゴルフクラブ	11年目撤廃	14%
ボールペン	11年目撤廃	15%
化粧用パフ	11年目撤廃	18%
バドミントンラケット	11年目撤廃	14%

## 化学品

品目	譲許内容	ベースレート
酢酸セルロース (液晶ディスプレイ用保護フィルム等の原料)	即時撤廃	5%
ブタンガス	即時撤廃	3%
エチレン、プロピレン	即時、10年目撤廃	5%
絵の具	即時、10年目撤廃	6.5%
写真フィルムのほとんど	即時、10年目撤廃	6.5%
酵素	即時、10年目撤廃	6.5%
磨き料(履物、家具、車両用等)	即時、10年目、15年目撤廃	6.5%

## 韓国(2)

### 繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
亜麻織物	即時、10年目撤廃	2%
綿織物のほとんど	即時、10年目撤廃	10%
縫糸(人造繊維)	即時、10年目撤廃	8%

### 家電・産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
アイロンがけ用機械	即時、10年目撤廃	8%
皿洗機	即時、10年目撤廃	8%
充填用、口金取付け用機械	即時、10年目、20年目撤廃	8%
スピンドルフライヤー	即時撤廃	5%
布地巻取機	即時撤廃	8%

# 韓国(3)

## 鉄鋼・鉄鋼製品等

品目	譲許内容	ベースレート
スチールたわし	即時撤廃	8%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	8%
鉄鋼製調理用加熱器具のほとんど	即時、20年目撤廃	8%
セントラルヒーティング用ラジエーター	即時撤廃	8%
銑鉄	即時、10年目撤廃	3%、5%
精製銅のはく (プリント回路基板用)	15年目撤廃	8%

## 精密機器

品目	譲許内容	ベースレート
はかり	即時、10年目撤廃	8%
眼鏡のフレーム	即時、10年目撤廃	8%
腕時計	即時、10年目撤廃	8%

## 韓国(4)

### 自動車、その他車両

品目	譲許内容	ベースレート
自動二輪車	即時、10年目撤廃	8%
トレーラー	即時、10年目撤廃	8%
三輪自転車	即時撤廃	8%

### 自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート
ゴム製タイヤ	即時、10年目撤廃	5%、8%
カムシャフト	15年目撤廃	8%
クラッチ	10年目、15年目、20年目撤廃	3~8%
自動車用電子系部品	10年目、15年目撤廃	8%
エアバッグ及びその部品	10年目、15年目撤廃	8%
シートベルト	10年目撤廃	8%
駆動軸	15年目撤廃	8%

その他

品目	譲許内容	ベースレート
ゴルフクラブ	15年目撤廃	8%
スキー用品	即時、10年目撤廃	8%
ぬいぐるみ	即時撤廃	8%
電炉用炭素電極	即時撤廃	5%

# ASEAN(1)

## カンボジア

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年12月発効)
メカニカルショベル	15年目撤廃	15%	除外
駆動軸	13年目、15年目、20年目撤廃	15%	関税削減
乗用車の一部	13年目、15年目、20年目撤廃	35%	除外
診断用・理化学用試薬	即時、15年目、20年目撤廃	7%	関税維持
編み機のほとんど	13年目、15年目、20年目撤廃	15%	2026年撤廃、除外
トレーラーの部分品	13年目、15年目、20年目撤廃	15%	除外
乗用車用ゴム製タイヤ	20年目撤廃	15%	関税維持
組立式橋梁	20年目撤廃	7%	除外



# ASEAN(2)

## ラオス

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月発効)
乗用車のほとんど	15年目撤廃	40%	除外
駆動軸	15年目撤廃	10%	2026年撤廃、関税削減
段ボール箱、 紙製の包装容器・袋	15年目撤廃	10%	関税削減
綿織物	即時、13年目、15年目撤廃	10%	2026年撤廃、関税削減
ラジエーター	15年目撤廃	10%	2026年撤廃、関税削減

## フィリピン

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 日比EPA発効、 2010年7月 AJCEP発効)
苛性ソーダ(固体)	即時撤廃	5%	除外、再協議
次亜リン酸 (酸化防止剤等)	即時撤廃、関税削減	3%、5%	除外、再協議
自動車部品の一部	20年目撤廃	1%	撤廃済、再協議、関税維持、除外

# ASEAN(3)

## インドネシア

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年7月 日尼EPA発効、 2010年3月 AJCEP発効)
陰極銅	10年目撤廃	5%	除外
ばねの一部	10年目撤廃	12.5%	関税削減、関税維持
鋼鉄製貯蔵タンク (容量300L以上)	10年目撤廃	7.5%	除外
キャンピングカー	即時撤廃、関税削減	40%	撤廃済、関税削減、関税維持
スライドファスナー (卑金属製を除く)	即時撤廃	15%	除外
釣針	即時撤廃	15%	除外
ウィッグ	即時撤廃	10%	除外

# ASEAN(4)

## ミャンマー

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効)
貨物自動車	15年目、20年目撤廃	3%	2026年撤廃、関税維持
乗用車用ゴム製タイヤ	20年目撤廃	4%	関税維持
ポリプロピレンの一次製品	13年目撤廃	1.5%	関税維持
スライドファスナー	13年目撤廃	2%	関税維持
エアコン	即時、13年目撤廃	1%	2026年撤廃、関税維持
自転車	13年目撤廃	1.5%	関税維持

## タイ

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2007年11月 日泰EPA発効、 2009年6月 AJCEP発効)
ディーゼルエンジン部品 の一部	10年目撤廃	10%	除外、撤廃済(自動車部品 にかかる輸入条件付)
カムシャフトの一部	10年目撤廃	1%	関税維持、撤廃済(自動車 部品にかかる輸入条件付)

# 我が国の工業製品関税 (経済産業省関連分)

## 概要

# 我が国の工業製品関税に関する内容の概要

品目名	具体的品目	譲許内容(注:有税品目)			ベースレート (2014年1月時点のMFN) (注:有税品目)
		対ASEAN・ 豪州・ニュージーランド	対中国	対韓国	
工業用 アルコール	変性アルコール	16年目撤廃	除外		27.2%ほか従量税
	エチルアルコール	16年目撤廃	除外		10%
石油	揮発油、灯油、軽油等 (バイオディーゼルを除く)	ほとんどは即時、 一部は16年目撤廃	即時、16年目撤廃、除外等		2.2～7.9%ほか従量税
	バイオディーゼル	ほとんどは11年目、 一部は即時、16年目撤廃	ほとんどは16年目、 一部は即時撤廃、除外	ほとんどは除外、 一部は即時撤廃等	
化学	無機化学品、有機化学品、 プラスチック製品等	ほとんどは 即時撤廃	即時、11年目撤廃等		1.6～6.5%ほか混合税
皮革・履物	皮革、革製品、毛皮、 ゼラチン、にかわ等	ほとんどは16年目撤廃、 一部は関税維持	16年目、21年目撤廃、 除外	除外	2.7～28% 1次税率:12～16%、 2次税率:30%
	革靴その他の履物等	16年目撤廃、関税維持	21年目撤廃、除外等	除外	3.4～30% 1次税率:17.3～24%、 2次税率:30%又は2,400～ 4,300円/足の高い方
繊維・繊維製品	糸、織物、その他繊維 製品(衣類を除く)	ほとんどは 即時撤廃	即時、11年目撤廃等	ほとんどは 即時撤廃	2～12.6%ほか混合税
	衣類	ほとんどは即時、 一部は16年目撤廃等	ほとんどは16年目、 一部は11年目撤廃	ほとんどは 16年目撤廃	4.4～13.4%
非鉄金属	銅、ニッケル、アルミニウム、 鉛、亜鉛、すず等	ほとんどは即時、 一部は16年目撤廃等	即時、11年目、 16年目撤廃等	即時、11年目撤廃、 除外等	2～7.5%ほか混合税